

明治から戦前における「子供と交通」 に関する新聞報道分析

中尾 聡史¹・川嶋 優旗²・谷口 綾子³

¹正会員 京都大学大学院助教 工学研究科 (〒615-8540 京都府京都市西京区京都大学桂 4)

E-mail: nakao@trans.kuciv.kyoto-u.ac.jp

²学生会員 筑波大学大学院博士前期課程 システム情報工学研究科 (〒305-0821 茨城県つくば市天王台 1-1-1)

E-mail: nakanotks@nedo.go.jp

³正会員 筑波大学大学院准教授 システム情報工学研究科 (〒305-0821 茨城県つくば市天王台1-1-1)

E-mail: taniguchi@risk.tsukuba.ac.jp

近年、自動運転システムの開発が進み、その社会実装が間近に迫っている。本研究では、新交通モードが生活に与える影響について検討するため、過去に導入された交通モードの社会的受容のプロセスに着目することとしたい。具体的には、朝日新聞を対象に、明治から戦前における「子供と交通」についての新聞記事を抽出し、交通モードの社会的受容のプロセスを定性的に把握することを試みる。

Key Words: traffic, automobile, children, newspaper

1. はじめに

近年、自動運転システムの開発が進み、その社会実装が間近に迫っている。新しい交通モードの受容は、人々の暮らしに多大な影響を与えるものであり、新交通モードである自動運転システムの導入が、我々の生活にいかなる影響を与えるのかを、十分に検討していく必要がある。本研究では、新交通モードが生活に与える影響について検討するため、過去に導入された交通モードの社会的受容のプロセスに着目することとしたい。

わが国において、交通モードの大きな変化があったのは、近代化の道を歩み始めた明治維新以降である。明治期において、電車や自動車などの様々な交通モードが取り入れられ、人々の生活に大きな変化があったことが考えられる。

そこで、本研究では、交通の転換期である明治から戦前(1945年)までにおける交通モードの社会的受容のプロセスについて、調査することを目的とする。具体的には、当時の新聞を閲覧することを通じて、電車や自動車といった交通モードが、どのようにして人々に受け入れられてきたのかを定性的に把握することを試みる。また、今回の調査では、「子供と交通」に着目して、新聞記事の閲覧を行うこととした。

2. 新聞検索

(1) 検索条件

本研究の調査の対象とするメディアは、朝日新聞とする。なお、本研究では、朝日新聞の新聞検索システムを用いるため、以下のように検索条件を設定した。

まず、対象期間は、朝日新聞の記事データベースが存在する1879年から、終戦の年である1945年までと設定した。また、記事の検索ワードであるが、「交通」を含み、かつ「子供」「幼児」「小児」「児童」のいずれか一つ以上を含むものとした。具体的には、「交通&(子供+幼児+小児+児童)」を検索ワードとして検索を行った。ただし、1985年以前の新聞記事は「本文」を検索することができないため、検索の対象は、朝日新聞が設定している「キーワード」および「見出し」とした。

すなわち、本研究では、検索ワードである「交通&(子供+幼児+小児+児童)」が、「キーワード」および「見出し」に含まれている新聞記事を閲覧することとした。

(2) 検索結果

以上の検索条件によって検索した結果、157件の新聞記事がヒットした。ただし、朝日新聞の記事データベースにおいて、複数の記事を1つの記事として登録されて

表-1 検索結果 (1879年～1920年：5件)

番号	年	月	日	見出し
1	1906	2	16	電車の危険と小学生徒
2	1907	12	26	校外に於ける児童取締要項
3	1910	2	23	満都悪少年の横行(1) 校外に於ける児童の危険 市内各小学校の取締方法
4	1911	2	15	戦争以上の惨 交通機関と死傷者
5	1920	10	21	道路取締の原案が大部分修正され相だ 石黒委員長が異議の急先鋒 内務の自信が痛手を受ける 決つた曲角交通や隊伍左側通行 幼児独行の禁止

いるものが多くあったため、1つの記事に「交通&(子供+幼児+小児+児童)」が含まれていないものが、157件のうち49件存在した。本研究では、この49件を除外した108件の記事を閲覧の対象とした。

3. 新聞記事内容

本章では、2.の新聞検索で得られた新聞記事の内容を確認し、当時どのような交通問題が起こっていたのかを把握していくこととする。

なお、2.の新聞検索で得られた記事を古い順に通し番号を振り、古い順から5年区切りで、新聞記事を閲覧することとする(以下、n番目の記事を【記事n】と表記する)。ただし、1920年までは記事数が少ないため、1879年から1920年を1つのグループとしている。また、記事の本文を抜き出す際は、旧字体を新字体に変更している。

(1) 1879年～1920年(表-1)

始めにヒットしたのが1906年の【記事1】である。

【記事1】の本文は以下の通りである。

交通機関の発達に伴い、諸種の危険も随って漸く増加し中にも児童に對する危険甚だしきものあるより警視庁に於ても茲に鑑み数日前右に関する告諭を發したるが、赤坂署に於て一昨日区役所と交渉の上区内小学校長を区役所に招き右告諭に基き登校の生徒へも夫々十分の注意ありたき旨を相談せり

「見出し」から分かるように、ここでの交通とは電車のことを指しており、子供にとって電車(路面電車)が危険な存在であったことが考えられる。

また、【記事2】でも同様に、交通は電車のことを指している。【記事2】では、東京15区の各小学校の協議の上、「児童取締要項」が定められたことが記されている。その要項を以下に抜粋する。

△第一 道路に関する規則を守るべきこと

(例一) 往来の妨げをせぬこと (二) 左側を歩むこと (三) 裸足にならぬこと (四) 人道車道の区別を守ること (五) 隊列を横切らぬこと (六) 往来止の場所に入らぬこと (七) 汚物又は危険物を捨てぬこと (八) 落書貼札などをせぬこと (九) 路傍の樹木を傷けぬこと (十) 石投をせぬこと

△第二 交通機関を妨げぬこと

(例一) 電車道の妨げをせぬこと (二) 電車道を横切る時の外通行せぬこと (三) 電線の障害をせぬこと

この他にも「第三 公共物並に他人の所有物を害せぬこと」「第四 集会の場所に於て不作法の行ひをせぬこと」「第五 野卑なる言語風俗を避くべきこと」「第六 危険に属し又は賭博に類する遊戯をなさぬこと」「第七 外国人に對し礼儀を失はぬこと」「第八 他校の児童と睦まじくすること」「第九 老幼不具者には特に親切にすべきこと」「第十 他人の教唆に依り他人を教唆さぬこと」「第十一 動物を虐待せぬこと」が続いており、当時の時代を感じさせるものが並んでいる。このように「道路に関する規則を守るべきこと」「交通機関を妨げぬこと」といった道路、交通に関する取り締まりが、それぞれ第一、第二と先頭にきていることから、交通が大きな問題として浮上していたことが分かるであろう。

【記事3】では、【記事2】の児童取締要綱が「郊外における児童共同取締要項」として、東京市内校長会議において可決されたことが記されている。

【記事4】では、当時の交通事故による死傷者や負傷者の数が、交通モード別に記されている。記事内容の一部を以下に抜粋する。

▲殺人の大関

同市最近の調査に依れば過去一年間に此等の惨害に遭遇せし総人員は一千三百〇六人にして内死者三百七十六人、負傷者九百人なり、死者の内馬力に轢かれたる者最も多く其の数百五十八人にして次は電車の百十人、最小数の自転車にても尚且百〇四人を数ふ、而して負傷者製造の大関は自動車の六百〇七人にして関脇は電車の二百十八人、小結は馬力の百〇五人といふ順序を成す。死者の場合に於て馬力が其最大因を為すに拘らず負傷者の場合に

於て却つて最後となり、負傷者の場合に於て自動車が第一なるに拘らず死者の場合に於て最小数を数ふるが如きは其重量、速力等を比較計量して一の研究題目を成す

▲就学の阻害

更に死傷者の側より之を視る時は昨年度の死者中半数は十四歳以下の小児にして総数百九十七人中馬力に因せし者九十人、電車で轢れし者五十七人、幾多有望の未来を控へながら空しく自動車の車塵と吹き飛ばされたりたる者四十九人なり、而して此等の死因の大半は馭者運転手等の不注意に由るものにして責を死者自身の側に帰すべきものは其四十プロセント（四割）に過ぎ、斯の如く小児の被害は頻々たれば朝に愛児を学校に送り出す親たちも夕に彼等の無事帰宅を保証し得ざる有様にて勢ひ小児の就学を阻害すること甚だしく之が為に保護救済の協会等も組織されて危険防遏の方法を講ずるに至れり

交通事故の死傷者の半数が 14 歳以下の子供であったことが報告されているように、子供の交通事故が多かったことが読み取れる。

【記事 5】では、内務省（警察・地方行政・選挙その他内務行政を管轄した中央官庁）において「道路取締令」に関する特別委員会が開かれ、そこでの議論のやり取りが報じられている。その中で「幼児の独行（ひとりあるき）」についての議論が記載されている。

一寸問題の種となったのは第二条『小児車は歩道を通行すべし』とあるを或る委員が幼児の都会道路交通は禁止したらと云ふ補足意見を出したのに対して『幼児の歩行は一種の運動であるから、公園設備の不完全な東京の如き保健上から実施は不適當である』との反対意見が現れ可成り揉み返した挙句文部省で規定する幼児（満三歳より満六歳迄）は定まった保護者の付添なくしては道路を通行することを禁止するといふ一項を付け加へることにしてけりがついた

現在の道路交通法第 14 条においても、「児童又は幼児が小学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園その他の教育又は保育のための施設に通うため道路を通行している場合において、誘導、合図その他適当な措置をとることが必要と認められる場所については、警察官等その他その場所に居合わせた者は、これらの措置をとることにより、児童又は幼児が安全に道路を通行することができるように努めなければならない」とあり、記事にある「幼児独行の禁止」の規定は、現在の道路交通法第 14 条にまで引き継がれてきたことが考えられる。

(2) 1921～1925 年（表-2）

【記事 7】 【記事 11】 【記事 14】 【記事 23】 の見出し

に見られるように、この頃から、しきりに「交通道德」という言葉が使われるようになる。朝日新聞の検索システムに、先述と同条件で、検索ワードのみ「交通道德」に変換して検索すると、124 件ヒットする（初出は 1921 年）。

「交通道德」が叫ばれるようになった背景には、「交通道德会」という組織が 1922 年に設立されたことが関係していると考えられる。【記事 7】にはこのように記載されている。

『左を行くが人の道』の左側通行と安全と清潔とが道路上の心掛け、『親切、簡所、敏捷』が電車内の心掛け、市民の皆がかういふ心掛けでいて呉れば東京の極悪道路も少しは危険が少くなり、あん鯨詰のボロ電車も少しは混雑が緩和されるだらう、之と同時に当局の改善を計らうといふので、今度桐島市会議長や児玉伯、山室軍平、大迫市社会教育課長、渡辺会旭その他の諸氏が発起で『交通道德会』が出来た

また、この記事から、人々の交通マナーの悪さが、問題となっていることが分かる。「交通道德」という言葉が使われたのには、当時の交通マナーの悪さを改善する意図があったのであろう。

「交通道德」を普及するために、子供向けの様々なイベントが開催されていたことが【記事 8】 【記事 11】 【記事 12】 【記事 14】 【記事 22】 【記事 23】 【記事 24】 から分かる。

例えば【記事 8】には、小学生が、「道路道德」と書かれた旗を持って、「道ゆく人の心掛け、必ず左側を通行し……大路、小路で子供等が遊びに心奪われて事故を屢起こすのはみんな保護者の恥と知れ…」という歌詞の「道路道德の歌」を歌いながら、九段坂を行進したことが報じられている。また、【記事 11】 【記事 12】 【記事 14】には、交通道德をテーマにしたポスター展（ポスターは東京市内の小学生から募集したもの）が、交通道德会の主催で、日比谷にて開催されたことが報じられている。この他にも、交通道德会の主催で、児童交通事故防止展覧会や交通道德宣伝会が開催されたことが分かる。また、【記事 15】では、福島西平野署（警察）内に社会部を設置し、小学生の交通道德心の喚起に尽力していたことが報じられている。このように、1920年代から子供の交通道德の普及のために、交通道德会を中心として、様々な取り組みが行われていたことが確認できる。交通道德が叫ばれる一方で、「子供の遊び場所」など学外における子供の生活環境を守るための対策についての議論がなされていた。以下に【記事 9】を抜粋する。

東京市児童校外保護会では今年も引続き校外児童の保護

表-2 検索結果 (1921 年～1925 年 : 23 件)

番号	年	月	日	見出し
6	1921	3	23	五十年祝祭以上の盛況 横浜の交通整理大宣伝
7	1922	2	9	小学生から交通道德の宣伝 紀元節に発会式 懸賞募集のポスターや標語
8		4	3	実行は子供から 春の人は左へ左へ 九段の交通宣伝
9		6	22	道路の一部へ子供の遊び場所 其他いろいろ喜ばせる方法を相談 校外保護につき徹底的
10		9	23	児童交通調査
11		11	17	子供のかいた交通道德のポスター 十七日から電車の中に掲げる <写>
12		11	19	交通巡査も交つて ポスター展
13		11	19	明日 (十九日)
14		11	20	電車が眼の警で長尾さんテレる 公開した交通道德展 さすがに子供づれに賑はつた
15	1923	2	15	警察に社会部 西平野署の新しい試み
16	1924	2	3	小さき者の尊い力 橋と道路を立派に修理す表彰される六小学生
17		2	20	府下通信
18		3	9	不具になつてもなほ交通巡査 米交通巡査スターク君の 特別仕立の信号機/運転手の立場から/小学生のおぢさん/米国の交通巡査スターク君 <写>
19		6	10	子供轢かる 自動車逃亡
20		7	17	気障と軽快の婦人服の着分け 可愛い「交通巡査」が 流行でヨチヨチ歩く/よちよち歩く交通巡査-流行の子供帽子 <写>
21		11	26	犠牲に倒れた 北田巡査遂に死す 救はれた小学生等が感激の病床見舞も効無く
22		11	28	歳末交通整理と児童交通展
23		12	2	児童の自由作を 交通道德宣伝展の出品
24		12	4	脅えて作った轢かれない唄 五日から開く児童交通展 気の毒な東京の子 <写>
25	1925	5	24	けふから交通安全デー 市電では成績を発表し競争
26		7	17	子供の為に交通保護を宣伝 特志家を表彰する 郊外児童保護会の申合せ
27		7	25	市井問答/保管の債券 小児自転車と税 焼失した勲章
28		11	27	事故防止の宣伝双六 市郡の小学生従へ 最後の運動

について徹底を期する為め本日市役所に委員会を開き本年度委員として新に十五名の小学校長を挙げ、今後の実行方法について具体的協議をしたがその結果警視庁、電気局、公園課等に交渉して都会児童に及ぼす悪影響を防止することになった、先づ警視庁の方では小学校付近の道路に児童の通行を妨げるやうな荷車屋台店等の停留を禁止すること、交通を妨げない範囲で道路の一部を児童の遊戯場として利用させること、通学児童の特に頻繁なところは警官をして交通整理をして貰うなど交通上に関しては警察署と学校と一層親密な関係を希望すること、又活動写真其他の興行物について検閲方法、説明者の試験採用看板等について一層の注意を希望すること、電気局の方へは学校所在地付近は通学児童の往来時刻を見計らつて電車を徐行すること、公園課の方へは公園の増設、公園内に児童専用の運動器具を増設すること、鳥獣水魚の飼養場を設けて児童の快感を起すようにすること等を交渉し実現を促進し (後略)

このように、子供に交通への注意喚起を促すだけでなく、子供の生活環境を守るための配慮もなされていたことが分かる。

(3) 1926 年～1930 年 (表-3)

【記事 32】 【記事 33】 【記事 36】 【記事 37】 【記事 38】 【記事 39】 【記事 40】 【記事 41】 【記事 45】 【記事 46】 【記事 47】 【記事 48】 にあるように、この頃から、子供を巻き込んだ交通事故報道が大きく増加している (1921～1925 年は 1 件)。

【記事 32】 では、小学生が、探偵ゴッコで自動車にぶら下がっていたところ、自動車が発車し、自動車にひきずられて負傷したことが報道されている。【記事 36】 でも小学生が、悪戯で通行中の荷馬車の後ろにぶらさがり、飛び降りたところ、後ろから走ってきたトラックに轢かれて死亡するという事故が発生したことが報道されている。現在では考えられないような、悲惨な子供の交通事故が起こっていたことが分かる。

【記事 37】 【記事 39】 【記事 40】 では、それぞれ「親から小遣をもらったうれしさに夢中で往来に飛だし」「写生をすまし喜々として帰宅の途中」「奉祝の旗行列に集合のため駆けだしたところ」に交通事故にあっている。他にも、【記事 33】 【記事 38】 【記事 47】 では、それぞれ「自宅前で遊戯中」「自宅前で遊んでいる」「遊戯中」に子供が交通事故にあっている。

道路で遊ぶことは当時の子供にとって当然のことであ

表-3 検索結果 (1926年～1930年: 20件)

番号	年	月	日	見出し
29	1926	12	11	道路で子供のメンコ遊び厳禁 年末に警視庁の取締
30	1927	2	27	先生方を集めて児童保護の相談 矢張り子供に多い交通事故 頭を痛める交通課
31		4	5	小学生のために特に交通巡査を見張らす 深川西平野署の親切
32		6	12	探偵ごっこでこども轢かる 自動車にぶら下り
33		6	29	小児轢かる
34		12	28	児童ヘカードを配って、交通事故防止の大宣伝 西平野署の新しい試み
35	1928	6	3	市内10ヶ所に子供の『遊園街路』 続出する街上の惨事に鑑みて 市社会局の大計画
36		10	7	危ない悪戯、子供轢殺 上板橋の惨事
37		10	10	飛だして衝突 小遣をもらって子供の重傷
38		10	11	自転車で轢逃げ 幼児重傷す
39		10	29	スケッチ帰りの小学生惨死 士官学校の西通用門口で、密田宮内技師の甥
40		11	11	小学生重傷 校門で自動車に轢かれて 哀れ品川校の生徒
41	1929	3	30	飛込んだ自動車に、遊ぶ子供無残の死 無免許運転手が乱暴な大失敗 芝新銭座町の珍事
42		8	2	虐げらるる東京児童
43		10	3	子供のために街路の遊園 一定時間交通を差止める市社会局の新計画
44		10	20	6年生が世話係で下級生の交通整理 神田練成小学校の新しい試み お陰で事故がないと鼻高々<写>
45		11	13	幼児また交通の犠牲
46		11	23	交通巡査の奇禍 児童保護中に重傷
47	1930	1	23	また幼児轢殺さる トラックに
48		11	14	幼児の惨死

ったが、そのことによって交通事故にあうケースが発生しているのである。

道路が子供の魅力的な遊び場であったことは『自動車の社会的費用』を著した宇沢弘文も指摘しているところである¹⁾。

街路は子どもの遊び場としてかけがえのない場所を提供してきた、ということを指摘しておきたい。東京、大阪などの大都市についても、自動車通行によって街路が子どもたちの手から奪い取られる以前には、街路は公園などよりもはるかに魅力的な場所を提供してきたことを記憶している人々は多いであろう。(中略)街路がじつは公園の代替として、あるいは公園よりはるかに望ましい子どもたちの遊びの場であったことを考えると、日本の都市はたとえ公園面積は少なくとも、子どもたちにとって望ましい構造をもっていたということができよう。

一方、【記事 31】では、警視庁が、道路での子供のメンコ遊びを取り締まるようになっていく。記事内容の抜粋は以下の通りである。

最近警視庁保安部では年末取締につき各署に通牒を發することになっているが取締内容は町内で門松を勝手に作つて後より強制集金をしたり夜警火の番を扮して寄付金を集めたり押売の取締湯屋床屋等で年末年始の祝儀を店先に掲げて他の客より祝儀を無暗

に強要する事、貸もちは目録と金額を明示する事道路で子供がメンコ、ベーゴマを遊ぶ事を嚴重に取締ることになつた尚交通課警務課よりもそれぞれ取締をだすことになつて

子供にとって道路は遊び場であったが、自動車の普及によって、道路は危険な場所になり、道路から子供が徐々に追い出されていくようになってきたことが窺える。こうした現状に対して、【記事 42】は、疑問を投げかける内容となっている。

最近東京市における交通事故は非常に激増し一日平均二百件から三百件に達している。昨年度の事故件数について警視庁の発表するところによると実に交通事故による死亡者は百六十四名負傷者八千六百二十名という驚くべき数字を示しているのである。そしてその内特に我々の注意を引くものは右の数字中十四歳以下のいはゆる少年の死亡者四十五名負傷千六百九十三名といふ事実である。

警視庁ではその原因を父兄の不注意で歸している。これは一面の理由ではあるが吾人同時に当局の不誠実を加へたい、一体日本の当局ほど児童に無関心であり、不誠実である国はない。特に東京市の如き都会生活における児童ほどみじめなものは文明国中に類を見ないのである。彼らは遊ぶべき尺寸の自由の天地をも持っていないといつていい。公園の数は極めて少なく、しかも多くは材料

置場に占領され、学校の運動場は放課後閉鎖される所もあり、貨物自動車道路は制限されず、円タクは路地までも流れをなして疾走自在である。

自由と奔放をその生命とする児童はどこにその本能を発揚せしめて満足し得よう。歩道の一部を遠慮がちに駆ける児童、狭き路地の軒下を唯一の天地として遊戯する彼等を見るときに、吾人はあまりにいたまきその境遇に面を背けざるを得ないのである。父兄の不注意を攻むる前にせめて交通整理によつて幹線以外の道路を、区画を定め、馬車の通行を禁止せよ、然して例へ小区域といへども彼等に自由の天地を与へん事を市および警視庁の当局に望むのである。

ただし、東京市も沈黙していたわけではない。【記事 35】では、東京市が「遊園街路」を計画していることが報じられている。それを以下に抜粋する。

特に敷地を買収して新設せんには市の財政状態が許さずほとんど類々たる児童の交通障害を前にして手も足も出ない有様である、そこで市社会局保護としては緊急の必要上応急的処置をとる必要に迫られて、道路を利用する我国最初の「児童遊園街路」の設置を計画し、試験的に市内十ヶ所に設置しその成績の結果を見て各区教育会に移管し各区十ヶ所乃至十五ヶ所を設定し全市で約二百の児童遊園街路を作らうという大計画である。

その遊園街路とは裏通りにある六間又は四間道路を長さ約三十間乃至五十間位に区分して、学校を引けた幼少年が安全に愉快地に飛んだり跳ねたり出来るやう毎日午後一時から午後五時まで約四時間を自動車、自転車、人力車一切の交通機関の通行をしゃ断して、手軽な移動遊具を取そろへ各一名の補助員をつける意向である

この児童遊園街路が実現すれば、戦々恐々として遊ばねばならなかった幼少年時代を思ふ存分羽を伸ばして遊べるので、市保護課では具体案が出来上がり次第警視庁と諒解をとげて近々のうちに実施したい意向であるといふ

この「遊園街路」は今でいうところの「歩行者天国」のようなものであろう。「遊園街路」について、【記事 43】にも記されている。

東京の少年少女達の悩みは落ついて心おきなく遊ぶ場所のないことで市社会局保護課では移動託児所の計画を立て工学若くは適当な公園で数時間を安心して遊ばせてやりたいと計画して

大塚公園、越川隣保館、上野公園などに数百名づつ引率して遊ばせる予定であったが緊急予算の犠牲で実現できないことになったが今度いよいよ我国最初の道路を利用

する『児童遊園街路』を設置すべく準備中で近く成案を得て警視庁に交渉し協力を仰ぐことになった

子供の遊ぶ場所を確保するために、道路を子供のために開放する計画が存在したのである。ただし、朝日新聞の検索システムで、検索ワードを「遊園街路」にしたところ、【記事 35】【記事 43】以外の記事はヒットしなかった。

他にも、【記事 44】では、小学生の交通事故を防ぐため、上級生と下級生が待ち合わせて登下校する取り組みが行われていることが紹介されている

(4) 1931年～1935年(表-4)

子供の交通事故の報道は、【記事 50】【記事 51】【記事 56】【記事 65】【記事 66】【記事 67】【記事 68】【記事 69】【記事 70】【記事 71】であり、1930年～1935年と同様に多く存在した。また、【記事 73】では、1934年度の交通事故数について言及されおり、そこでは「子供の事故は上遊戯が大部分を占めて、九年度の如きは、総事故数3926件の中約一割の329件を数へ、路上遊戯の危険を如実に物語っている」と書かれている。このように路上遊戯中の交通事故が問題視されている一方で、【記事 52】では、登下校時における交通事故の注意喚起がなされている。

また、【記事 53】では、警視庁によって発表された「児童に与へる交通十戒」が記載されている。その内容は以下の通りである。

第一戒 必ず歩道を歩き車道に出でてはならない、歩車道の区別ない道路では左側を歩く事

第二戒 道路を横断するときは必ず横断歩道によること、横断歩道のない場所では直角に通るべきであつて、斜に横断してはならない、殊に道路の交差点では猶更である。

第三戒 電車や自動車がたとひそれが停車中であつてもそのすぐ前、又はすぐ後を通り抜けてはならない

第四戒 車馬のすがわきに屈んで通つてはならない

第五戒 無暗に道路で駆け出してはならない

第七戒 道路を大勢で横に並んで歩いてはならない

第八戒 珍しいものがあつても無暗に道路に立ち止まつてはならない

第九戒 交通頻繁な道路で遊んではならない

第十戒 車馬の通る道路で、三輪車やスケートに乗つてはならない

【記事 58】【記事 59】の見出しにあるように、この頃から、「交通地獄」という言葉が使われ始める。朝日新聞の検索システムに、先述と同条件で、検索ワードのみ「交通地獄」に変換して検索すると、44件ヒットす

表-4 検索結果 (1931年～1935年: 27件)

番号	年	月	日	見出し
49	1931	11	2	こどもの時間／あぶない東京！ 「どうしたら安心して歩けるでしょうか」というお話／警視庁交通係長 荒井退造
50		11	12	小学生轢かる
51		11	26	母親は虫の息、幼児は惨死 白昼のトラック轢逃げ
52	1932	8	30	家庭／新学期始まる 子供の通学には最善の注意せよ 負傷や誘拐はこうして防げ
53	1933	2	15	児童に与える交通十戒 警視庁発表
54		2	16	交通道德に新判例 児童横断の際には運転手側に責任 横浜の轢殺事件に罰金
55		3	29	軍縮会議を始め、平和事業には協力 分担金は今後2ヶ年負担す 対連盟、今後の方策
56		6	11	田島教授の息、重傷
57	1934	5	7	涙の銀ブラ 幼児の交通禍<写>
58		6	12	疾走する自動車も子供の指に降参 京浜国道の交通地獄に救いの横断信号機<写>
59		6	19	女性のための批判 ニュースから問題を拾って／交通地獄から子供を救え／竹田菊子
60		7	18	哀れ街頭で散る少年と幼児 相変らぬ交通事故<写>
61	1935	3	18	発願 不慮の死 童子供養「百万地蔵」 100万人から1銭ずつの浄財を募る 子供の奇禍に泣く家々を弔問行脚 三男変死から一念<写>
62		5	23	女性批判 ニュースから問題を拾って／交通禍から子供を救え／大竹せい
63		7	16	家庭／交叉点の信号無視、ご婦人は悠々たり… そこで依然と事故の王座に 電気警笛廃止後1年／子供の怪我はこうした場合に (警視庁)川上交通係長談
64		7	16	ラジオ／放送案内／舞台劇や俚謡等 盆の16日に因みこどもの時間は唱歌
65		7	18	小学生轢殺さる
66		7	22	これも魔所で 幼児の瀕死 祖母と父親の前で
67		7	30	トラックの兇暴 酔いどれ運転手、虫捕りの子供群へ突入して1名即死2名瀕死<写>
68		7	31	暴れ円タク、2幼児を轢く
69		8	2	母親の居眠り中に幼児拔出し轢かる
70		10	17	子供の厄日 交通禍や哀れ溺死<写>
71		10	23	小学生交通禍
72		12	10	子供は赤信号！ 自動車衝突の惨事に鑑みて、世の人々に注意す／熱のない子供教育、お母さんと先生方へ 注意を叫ぶ 帆足みゆき女史
73		12	10	9年度などは、死傷4000余名 その大部分が路上遊戯で 警視庁吉江交通課長談
74		12	10	続々作る小公園 飽きさせない設備をして 井下東京市公園課長談
75		12	10	踏切訓練デー 先生から児童に訓示

る(初出は1932年)。戦後は「交通戦争」という言葉が使われることが多い(初出は1962年)が、戦前においては、「交通地獄」という言葉が使われていた。「交通地獄」という言葉が表すように、【記事58】では、「自動車の洪水に悩む京浜国道、ここの横断はほとんど人間を超越せねばならない」と記載されている。また【記事58】では、こうした「交通地獄」に対して、子供の安全を守るため、次のような対策が打たれたことが報道されている。

そこで頭を悩ました区役所が今度信号会社に命じて「自動横断式交通整理信号機」といふのを設備した、子供達の横断の為に出来たもので日本で最初だとある

現在でも使われている「押しボタン式信号機」の最初が、子供の横断の為に、京浜国道に設置された「自動横

断式交通整理信号機」であった。

また、この前年に、子供側の立場に立った新判例が出されたことが【記事54】で報じられている。以下、その抜粋である。

都市の交通地獄が大きな問題となっている折柄これに悩まされる可憐な少年少女を保護する新判例が十五日大心院馬淵裁判長によって作られた、この新判例は一昨年六月六日横浜市中区長者町三ノ三六貨物自動車運転手佐久間孝義が横須賀市港町地先の国道をトラックで進行中目蓮宗の信徒が太鼓をたたいて通るのを見物しようと自動の団が道路を横切り佐久間はその横断が一寸途絶した際に走りぬけようとしたが多田惟司少年が前の連中のあとを追って突然走りこんだため遂にこれを轢殺した事件の上告審で、前審罰金六十円を不服として佐久間が上告したのを棄却したがこの新判例の要旨は左の如く幼いも

表-5 検索結果 (1936年～1940年: 21件)

番号	年	月	日	見出し
76	1936	1	18	学校児童を事故から救う 研究会生る
77		2	23	母子2人の子を轢殺 他の1人を傷つけた交通禍<写>
78		5	15	こどもの時間 ラジオスケッチ 汽車の中 新井太郎作 東京放送童話劇協会
79		6	5	2幼児交通禍
80		6	14	コドモページ/皆さんおなじみの世界珍写真集/お猿さん ペリカン 交通整理 ザル競争 タンク車 珍自動車<写>
81		6	22	ラジオ・ヴァラエティ“青い眼赤い眼黄色い眼” 楽しいこどもの時間
82		10	14	児童の死亡 男児より女児が断然多い 1年に2100余名
83		11	13	こども/激しい交通と進んだ整理 外国では右を歩くのに日本はなぜ左を通るか<写>
84		12	25	交通徳の涵養は児童から 大森署で“交通読本”<写>
85	1937	3	26	感心な小学生
86		5	11	表彰 登退校時の“ゴー・ストップ” 髯の小父さん4年間の功
87		6	22	家庭/山か?海か? 今年の夏休は何れを選ぶか お子さんの体質を考えて<写>
88		7	3	房子嬢が1等 目白の標語
89	1938	3	16	新学期に備えて 入学児童の保健 身心ともに強い子供に鍛え上げる心構えが肝腎
90		9	4	学校はいつから 避難所に嘆く児童
91	1939	1	31	“ありがとう” 先生とおじさんへの感謝の会
92	1939	11	13	幼児の輪禍
93	1940	2	25	ふえる学童の輪禍 昨年度の交通事故1万3700件
94		4	2	学童と交通事故 危い自動車や電車 特に1年生は注意して<写>
95		12	16	学童を交通禍から救え 依然として減らぬ事故数
96		12	28	家庭/一寸の油断で命を失う 恐ろしい交通事故

のの心理まで解剖してこれを保護しようと努めたのは珍しい判例だといはれている、判例要旨左の如し
 自動車は常に前方を警戒し危険を未然に防ぐ事に最新の注意を要し、道路の片側にある七歳前後の児童は仲間が反対側の誘惑物を見学しようと走りだした際はこれにならふおそれがあるから運転手はこの場合児童の子供に注意しいつでも停車し得る状態の下に車道の中央部に出て操縦する義務がある。元来児童の習慣としてかかる場合の行動に出る事は運転手として当然想像すべき事で交通機関として公許されているといふ一事にしまし決して責を回避する事は出来ない

他にも【記事 74】には、「都会交通事故の大部分が、子供が街路に遊んでいることを原因として起こるのであるから、このことを絶対に無くさせる目的で、東京市では現在大小公園百十九を設け、最近は小公園増設に力を注ぎ、特に子供の為の「自働遊園」施設に努めている。」と記載されており、公園の整備が着々と進められている様子が窺える。

(5) 1936年～1940年 (表-5)

この頃から、【記事 92】【記事 93】にあるように、交通事故は「輪禍」と表現されるようになっていく。「輪禍」とは、広辞苑では「電車・自転車などに、ひかれたりはねられたりする災難」と説明される。新聞の検

索システムに、先述と同条件で、検索ワードのみ「輪禍」に変換して検索すると、306件ヒットする(初出は1935年)。

【記事 78】【記事 80】【記事 83】にあるように、この頃から、交通に関する子供用の新聞記事が掲載されるようになっていく。【記事 78】【記事 80】は、それぞれ、子供用ラジオ番組の宣伝、アメリカにおける交通整理の写真の紹介である。【記事 83】では、子供向けに日本において、なぜ左側通行なのかについての説明が以下のようになされている。

昔は、武士は刀を左に差していました。それで、右側を通ると行き違う時に、はずみで刀の鞘が触れ合います。それを鞘当といつて大変失礼なことになっていました。場合によると、そのために刀を抜いて、斬合ったことさへあります。それで、お互に鞘の触れないやうに自然左側を通つたものです。それで、明治になって交通取締規則をつくる時、この習慣に従つて左側通行にしたものです。

【記事 93】【記事 95】【記事 96】では、子供の交通事故で多いのが、依然として路上遊戯や道路横断であることが指摘されており、保護者に注意を促す記事内容となっている。また、【記事 94】では、「警視庁交通課では今迄大人の交通事故許り調べていましたが、今度、

表-6 検索結果 (1941年～1945年: 12件)

番号	年	月	日	見出し
97	1941	5	1	健康増進運動(4) / 健康な母から丈夫な子供が生れる
98		6	10	鉄筋 / 電車の中 勤人らしい先生
99		7	3	交通禍の児童追悼会
100		7	13	交通禍の児童追悼会
101		9	2	子供の輪禍
102		9	4	幼児轢殺さる
103		9	7	幼児の輪禍
104		9	13	幼児の輪禍
105	1942	7	15	登校の学童守って10年間変らぬ姿 交通整理の小父さん<写>
106		7	18	多過ぎる交通事故 日に1人は死亡 特に学童には注意
107		12	22	お使や路上遊戯に、気をつけましょう 学童交通事故殖える
108	1943	4	18	電車に気をつけよう 市電気局で児童に交通読本<写>

学童の交通事故を調べて見ました所、意外にも小学一年生に一番交通事故が多い事が判りました。」と記されている。

(6) 1941年～1945年 (表-6)

【記事 101】 【記事 103】 【記事 104】 でも、交通事故を表す言葉として、輪禍が使われている。また、【記事 99】 【記事 100】 では交通事故によって死亡した子供の追悼会が催されたことが報じられている。以下に、【記事 99】 を記載する。

伸びつつある愛児が病死してさへ親の嘆きは一方でないのに、それが思ひがけない交通事故で愛児を奪われた親の心根は不幸中の不幸だと品川五ノ 1002 仏教自動文化連盟では来る十二日午後二時から築地の本願寺で交通禍の犠牲となった可憐な魂を弔ひ、気の毒な親たちを慰めるはじめての追悼会を催すことになったが、同時に可憐な犠牲者は年々三、四十名のもの多数に上る悲惨事を繰返しているの、交通事故徹底防止を喚起する。

4. まとめ

以上、本研究では、朝日新聞を対象に、明治から戦前における「子供と交通」についての新聞記事を抽出し、交通モードの社会的受容のプロセスを定性的に把握することを試みた。

道路は、子供にとって遊ぶ場所であったが、電車や自動車といった交通モードが導入されたことによって、子供の交通事故が増加したことが確認できた。この中には、自動車にぶらさがるなど、子供の悪戯によるものも存在し、不測の事故が発生していることが窺えた。また、こうした子供の交通事故の防止対策として、公園の整備や、自働横断式交通整理信号機の設置といったハード面の対策が施されていたことが確認できた。ソフト面においても、「交通道徳」の普及のためのイベントの開催や、路上遊戯の取締の強化など様々な対策が講じられていたことが確認できた。

今後の課題としては以下のことが挙げられる。第一に、本研究では朝日新聞のみを対象としていたため、その他の新聞でも同様の分析を行う必要がある。第二に、今回は、戦前までの新聞の閲覧となっているため、戦後も含めた新聞の閲覧が必要である。第三に、本研究では子供に限定して、交通モードの受容のプロセスの把握を試みたが、子供以外のキーワードで幅広く新聞検索を行う必要がある。第四に、新聞だけでなく、テレビ番組など他のメディアを対象とした分析が必要である。

参考文献

- 1) 宇沢弘文：自動車の社会的費用，岩波新書，1974。

(Received July 1, 2009)
(Accepted November 1, 2009)

NEWSPAPER REPORT ABOUT "TRAFFIC AND CHILDREN" UNTIL 1945

Satoshi NAKAO, Yuki KAWASHIMA and Ayako TANIGUCHI